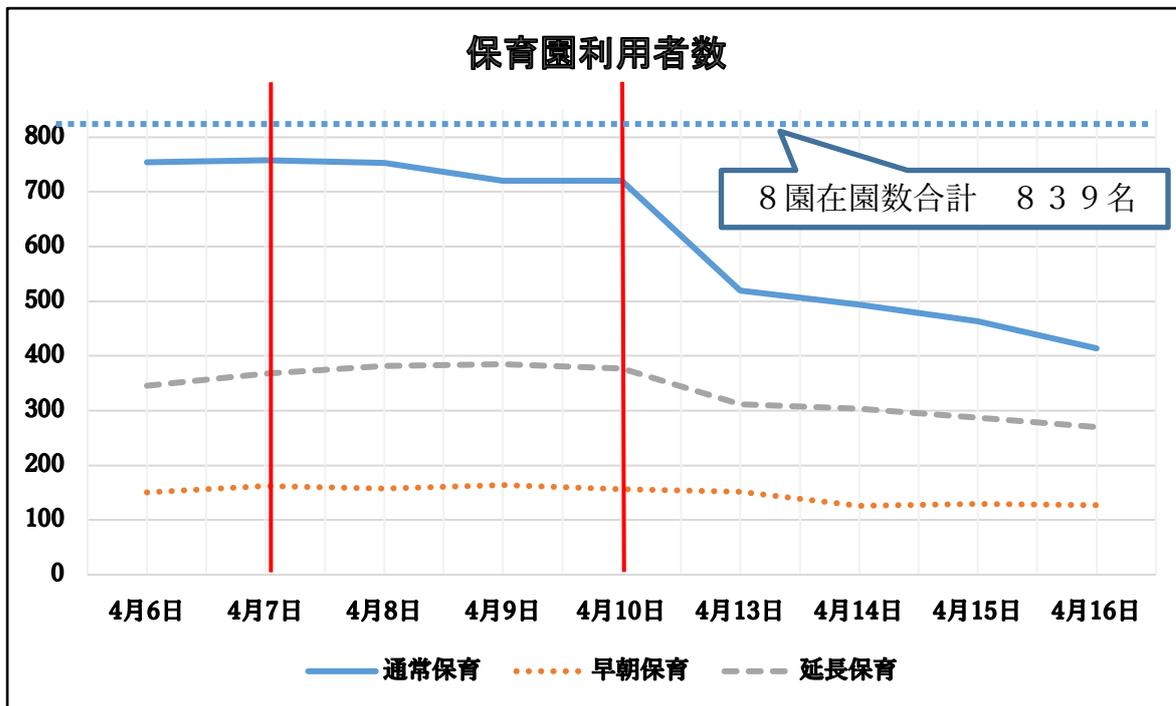


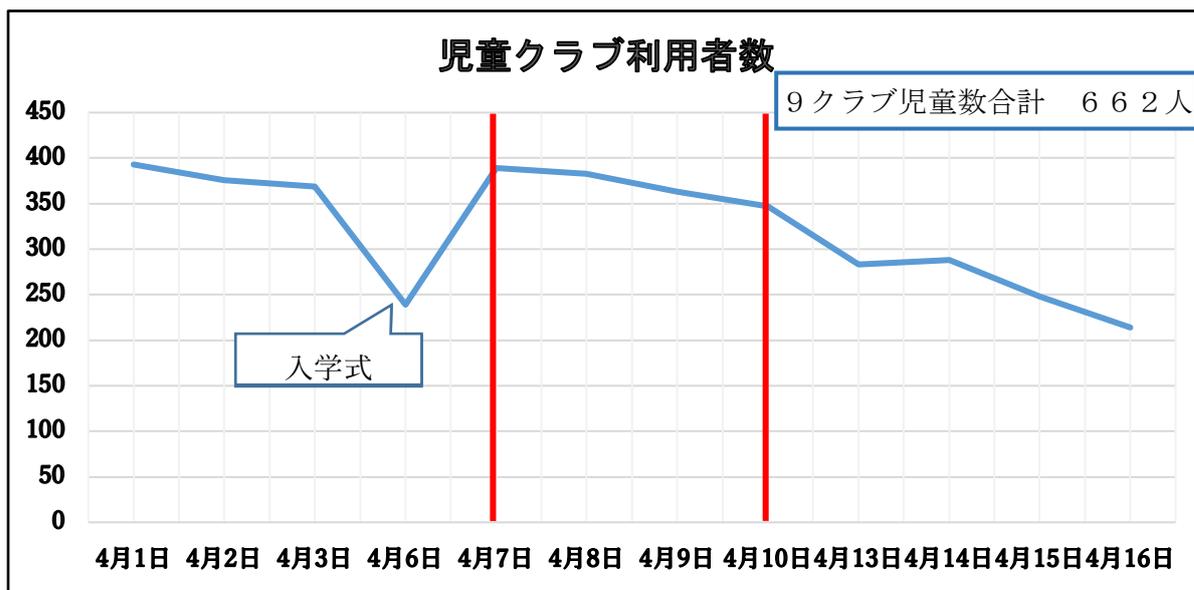
1 緊急事態宣言と市内子育て関連施設の利用動向（土日除く）

(1) 保育園（公設公営）



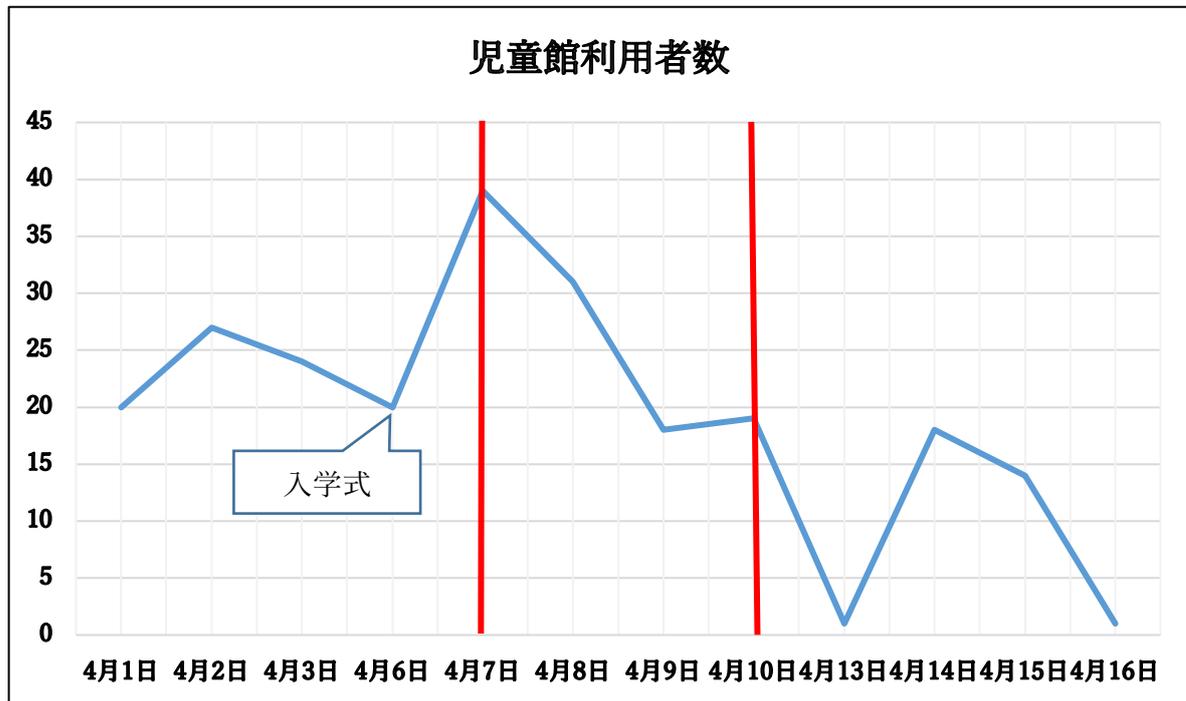
- ▽ 4月10日の県独自の宣言以降、登園児数は明らかに減少傾向にある。
- ▽ 早朝、延長保育利用者数は横ばいの状況で一定のニーズあり。
- ▽ 現在、登園児数は、市内公設公営保育園総在園数の半分程度に落ち込んでいる。
- ▽ 県からの保育所等の保育提供に係る縮小依頼を受け、17日～20日の間で家庭保育困難者を調査中

(2) 児童クラブ



- ▽ 国の緊急事態宣言前から緩やかな減少傾向にあり、宣言後は減少が加速している。
- ▽ 4月1日から比較すると、現在は半分程度まで減少している。

## (3) 児童館



- ▽ 児童館 9 館全体の利用者数は、国の緊急事態宣言後は 20 人程度で、その後減少傾向にある。※児童館 1 館当たり 0～2 人程度
- ▽ 緊急事態宣言後の利用者状況では、緊急性が認められるような児童、保護者等の利用は今のところ無い。(こども課確認)

**2 子育て関連施設の運営に係る方針**

国、県の緊急事態宣言においても、保育所、放課後児童クラブ等の施設は休業対象施設となっておらず、また、本市の方針である「子は宝」を実現するため、引き続き子育て世帯に必要な支援を継続して実施していく。

**3 子育て関連施設に勤務する職員体制に係る方針**

- (1) 新たに国から緊急事態宣言が出たことで、明らかに状況が変化し、これまでの対応から更に一歩踏み込んだ対応が必要
- (2) 現在、保育園利用保護者に対して、4月20日期限として、家庭保育困難者を把握していることから、20日の集計を基に全ての子育て関連施設において職員体制も併せて縮小